

第3次

徳島県環境基本計画

(素案)

〈徳島県環境基本計画 目次〉

第1章 計画の基本的事項

1	計画改定の背景	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の構成	4

第2章 計画の基本目標

1	計画の基本コンセプト	6
2	目指すべき環境の将来像	8
3	取組展開の体系	9

第3章 主要取組の展開

<u>1</u>	<u>気候変動適応とくしま</u>	11
(1)	気候変動に適応した防災・減災力の向上	11
(2)	気候変動に適応した農林水産業の振興	12
(3)	気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定	13
<u>2</u>	<u>エシカルで環境対策</u>	15
(1)	環境に配慮したエシカル消費の推進	15
(2)	環境教育・環境学習の充実	16
(3)	環境に配慮した持続可能な事業活動の推進	17
<u>3</u>	<u>地域に根ざす自然・水素エネルギー</u>	20
(1)	新次元の温室効果ガス削減	20
(2)	自然・水素エネルギー導入の推進	22
(3)	自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興	24
<u>4</u>	<u>好循環社会とくしま</u>	26
(1)	水資源、大気環境、土壤環境・地盤環境の保全	26
(2)	騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止	32
(3)	資源の循環利用	34
(4)	平時と災害時に応じた廃棄物処理対策	36

<u>5 愈しの郷とくしま</u>	39
(1)多様な自然環境の保全とふれあいの創造	39
(2)愈しの郷とくしまの創造	41
(3)生物多様性ゆりかごとくしまの創造	42
<u>6 みんなでつくる環境首都</u>	44
(1)県民による自主的な環境保全行動の促進	44
(2)広域的な環境保全対策	45
(3)開発における環境配慮の実施	46
(4)環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実	47

第4章 計画の推進と点検・評価

1 計画推進の基本方針	50
2 各主体の役割	51
3 計画の点検・評価	52
4 計画の進行管理体制	53

第1章

計画の基本的項目

1 計画改定の背景

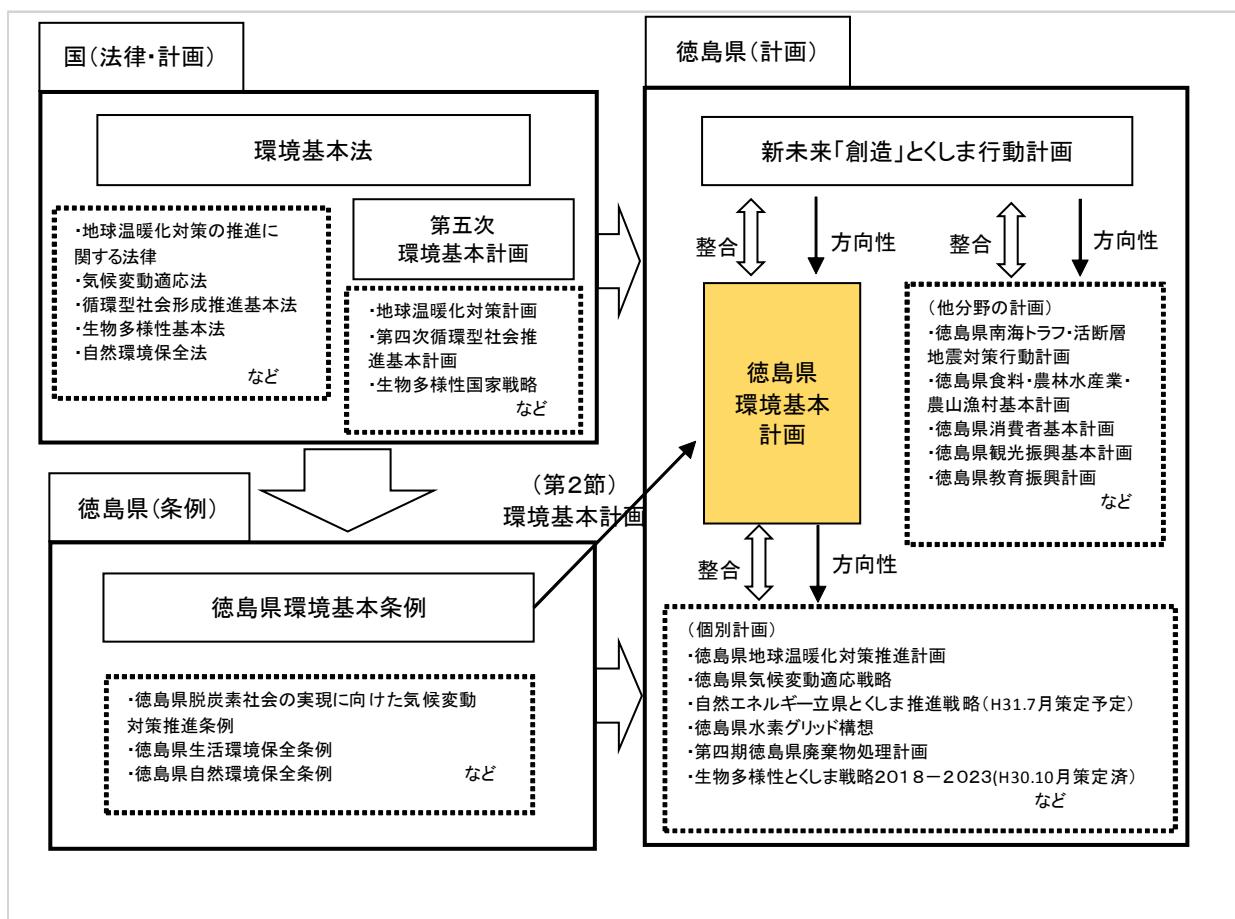
- 本県では、徳島県環境基本条例の下、環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした徳島県環境基本計画を2004年（平成16年）3月に策定しました。その後の環境情勢等の変化を受け、2014年度（平成26年度）に見直しを行い、「徳島からの環境イノベーション」を基本コンセプトとする第二次徳島県環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。
- 2014年度（平成26年度）の見直しからこれまでの間、世界に目を向けると、2015年（平成27年）には、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、21世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロを目指す「パリ協定」の採択など、時代の転換点とも言える国際的合意が立て続けになされました。
- 2016年（平成28年）のパリ協定の発効を受けて、世界の多くの国々が脱炭素社会に向けて大きく舵を切る中、その具現化を図るために我が国では、「地球温暖化対策計画」を策定し、2018年（平成30年）にはSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指した「第五次環境基本計画」を策定しています。
- このような中、本県においては、全国で初めて「脱炭素社会」を掲げた「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を制定し、緩和策と適応策を両輪とした気候変動対策を展開していますが、国を上回る温室効果ガス削減目標や自然エネルギー自給率の達成に向けて、その取組を一層加速する必要があります。
- また、引き続き「廃棄物のさらなる発生抑制」「大気・水質など生活環境の保全」「生物多様性の保全・回復」など、快適で安全・安心な環境を維持するために、息の長い取組を進める必要がある一方で、近年、生態系に及ぼす影響が懸念される「海洋プラスチックごみ」の対策が喫緊の課題となっており、2019年6月に我が国で初開催されるG20においても、その対策を各国に義務づける実施枠組みの合意を目指すなど、新たな環境課題も生まれてきています。
- こうした、環境を取り巻く様々な課題に適切に対応し、さらには、国際社会の動きも見定めつつ、将来における環境の保全・創造に向けて、今、私たちがなすべき方向性と施策について、徳島県環境基本計画を改定します。

2 計画の位置づけ

○徳島県環境基本条例第10条に定める、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、

- ①環境の保全及び創造に関する目標及び施策の大綱
- ②環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めます。

○本計画は、「雨水の利用の推進に関する法律」(平成26年4月2日法律第17号)第8条に規定する本県の方針を包含します。

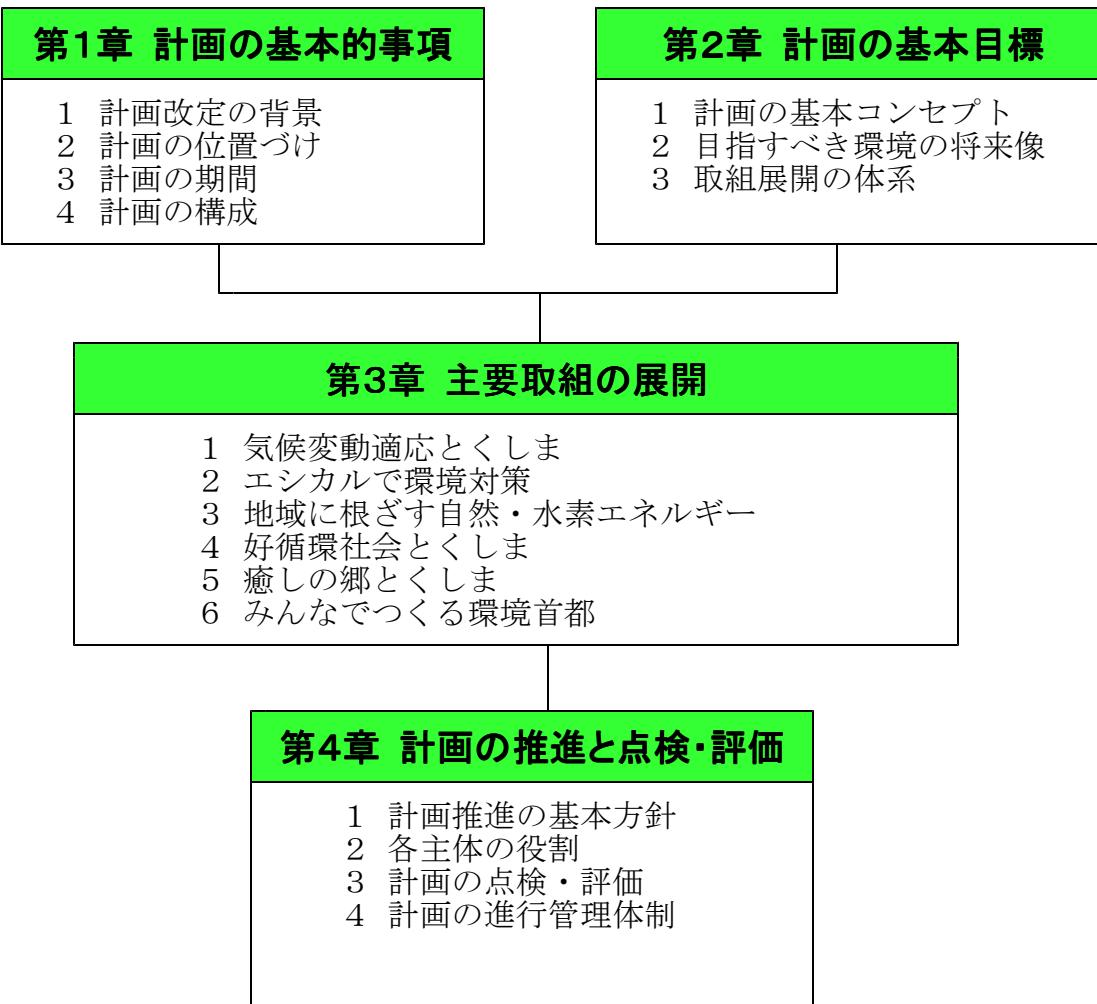


3 計画の期間

○2019年度から2023年度までの5年間とします。
ただし、環境課題や経済・社会の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の構成

○本計画は本編4章より構成されます。



第2章

計画の基本目標

1 計画の基本コンセプト～SDGsとの関連～

(1) SDGs（持続可能な開発目標）と本計画の関連性

現在、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑に絡み合っています。2015(平成27)年9月にニューヨーク国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、SDGsを中心とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsとは、環境・経済・社会をめぐる複数の課題の統合的解決を目指す全世界の共通目標であり、2030年を目標年として17のゴールと169のターゲットを掲げています。



今回の計画改定では、一つの課題解決が、実は複数の課題を統合的に解決することにつながるSDGsの考え方を活用し、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の構築を目指します。

(2) 基本コンセプト

今後5年間の基本コンセプトとして、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用し、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスがとれ、豊かな県民生活及び経済の持続的な成長を実現できる社会の実現を目指して、

「脱炭素社会を徳島から実現！」

を掲げます。そして、取組の推進を図る上で、次の4つの重点戦略を設定します。

① 気候変動に適応した持続可能な社会づくり

くらしの様々な場面に現れている気候変動の影響に対して、その被害を回避・軽減、また影響のプラス面を活用することで、将来にわたり持続可能な社会を形成します。

② 環境に配慮したエシカルなくらしづくり

一人ひとりの消費行動が地球環境に多大な影響を及ぼすことを自覚し、環境や人、社会、地域などに配慮した倫理的な消費（エシカル消費）の普及を推進します。

③ 自然・水素エネルギーを活用した脱炭素型のまちづくり

温室効果ガスの更なる削減に向けて、地域資源を活かした自然エネルギー及び究極のクリーンエネルギー水素の最大限導入や、脱炭素型ライフ・ビジネススタイルの浸透を図ります。

④ 生物多様性が保全・継承されたふるさとづくり

地域が一体となった取組により、本県の豊かな生物多様性を保全し、コンパクトな循環型社会を形成します。

2 目指すべき環境の将来像

“健全で豊かな環境を守り、育み、魅力を発信！
「住んでみたい・ずっと住み続けたい徳島」へ”

徳島県環境基本条例の前文には、「健全で恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を創造するとともに、将来の世代に継承していく」ことを明記しています。

恵み豊かな環境が保全され、経済社会も成長し、環境・経済・社会の調和する持続可能な社会を創出し、「住んでみたい」そして「ずっとここでいたい」と思える社会を目指します。

3 取組展開の体系

環境施策は、6つの取組の柱を設け、次の体系に沿って展開していきます。



第3章

主要取組の展開

1 気候変動適応とくしま



目指す将来像

- ・気候変動の「緩和策」とともに「適応策」に対する理解が深まり、気候変動の影響による県民生活や自然環境への被害が最小限にとどまり、速やかに回復可能な社会が構築されています。
- ・気候変動の影響のプラス面を効果的に活用し、農林水産物の新たなブランドの創出や適応策に資する製品や技術の開発など、地域の活性化にも繋がる取組が行われています。

(1) 気候変動に適応した防災・減災力の向上

現状と課題

- 県下全域が台風の常襲地帯であるとともに、急峻な地形や脆弱な地質のため、従来から、大規模な水害・土砂災害が繰り返し発生しています。
- 近年頻発している異常気象や南海トラフ巨大地震により、甚大な被害が危惧される本県においては、「防災」だけでなく、被害を最小化する「減災」の視点を加えた対策を講じていく必要があります。
- 地震や津波の災害が発生した場合、特に有害物質の環境への漏洩や、被災建築物からアスベストが飛散するなど二次災害が懸念され、緊急時の体制を整備しておくことが必要です。

取組展開

① 自然災害を迎え撃つ県土強靭化

○自然災害を迎え撃つ県土強靭化

- ・気候変動により懸念される深刻な洪水、異常渇水等に備え、「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」により、流域における事前防災・減災対策に取り組みます。
- ・河川、海岸、砂防や治山施設などの整備を推進し、大規模な水害・土砂災害による被害を最小限にするよう取り組みます。
- ・異常気象等に備えた道路や集落孤立防止のための生命線道路の整備に取り組みます。
- ・県民の防災意識向上を図り、地域における自助・共助の取組を強化します。

② 自然・水素エネルギーを活用した防災・減災対策の推進

○防災拠点等への自然エネルギー・水素エネルギーの整備推進

- ★災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」の構築のため、防災拠点となる施設(病院や学校、庁舎)や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。
- ・災害に強い自然エネルギーの特性や活用方法などを積極的にPRし、自然エネルギーを活かした「災害に強いまちづくり」に向けて啓発活動を積極的に展開します。
- ★県内各地でのイベントとタイアップする形で普及啓発を実施し、「走る発電所」である燃料電池自動車（F C V）による外部給電の実演を行うなど、災害に強い水素を積極的に発信します。 [REDACTED]

○自然エネルギー設備・施設の活用

- ・県営和田島太陽光発電所に付加された災害時の非常用電源機能を現在、事業化を進めている神山町での小水力発電所にも実装することにより、防災訓練等で活用をするなど、自然エネルギーを活用した「災害に強いまちづくり」を推進します。

③ 環境モニタリング体制の強化

○環境モニタリング体制の整備

- ★有害物質の漏洩飛散などによる環境影響の把握や対策を迅速かつ的確に進めるため、事業者等の有害物質の保有情報を集積します。
- ・災害が起きた場合の体制強化を図るため、環境保全協定等締結事業者と連携し、情報の共有を図ります。
- ・あらかじめ災害の規模・地域性などの特性に応じたモニタリング体制の整備を進めます。

(2) 気候変動に適応した農林水産業の振興

現状と課題

- 気候変動の影響により、農林水産物の品質の低下や収量の減少が現れています。
- 現在も、高温耐性品種の導入や高温対応の栽培管理に取り組んでいますが、安定的な生産や供給体制を確立するために、関係機関と連携した技術開発・普及を推進する必要があります。
- 一方で、収益性の高い高温適応品種への転換、新たなブランドの創出など、温暖化的プラス面を効果的に活用することも必要です。
- 農林水産業の担い手の高齢化及び減少が急速に進んでおり、将来にわたって、農林水産業の活力を維持していくためには、人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。

取組展開**① 気候変動に適応した農林水産業の振興****○安定的な生産・供給体制の確立**

★徳島大学をはじめとする高等教育機関や民間事業者など関係機関と連携し、高温や豪雨など気候変動に適応し、高品質・安定生産が行われるよう、新品種・新技術の開発及び普及推進に取り組みます。

- ・治山施設の整備を推進し、土砂災害による被害を最小限に抑えるとともに、森林管理を適正に行うため、公有林化や森林境界の明確化等を推進します。



- ・高水温に強く、早期に収穫できるワカメなど新品種の導入促進や、水温等の環境変化が魚介類の生態や資源の変動に及ぼす影響の予測に取り組みます。

○農林水産業の担い手育成及び確保

- ・「アグリビジネススクール」や「とくしま林業アカデミー」、「とくしま漁業アカデミー」において即戦力となる人材の確保に取り組むとともに、「アグリ」「フォレスト」「マリン」の各サイエンスゾーンにおいて産学官の連携により、次代の農林漁業を担う人材の育成に取り組みます。

また、インターンシップ等の現場体験を通じて、農林水産業に対する若者の理解促進を図ります。

(3) 気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定**現状と課題**

- 地球温暖化の影響により、企業のサプライチェーン（生産過程、生産物の販売、生産施設の立地など）に影響を及ぼすことが予想されています。
- 地球温暖化に対応する製品や技術に対する需要の増加が予想され、ビジネスチャンスが拡大するとの見方も示されています。
- 気候変動やその影響に関する普及啓発を通じ、県民、事業者等の理解を深め、幅広い主体における適応策への協力、実践を促す必要があります。

取組展開**① 産業経済活動における「適応策」の浸透****○気候変動の影響によるリスクの回避**

- ・事業活動等への気候変動による影響について情報収集・調査研究し、適切に情報提供を行うことにより、企業における適応の取組を促進します。

○気候変動の影響の効果的活用

- ・地球温暖化の防止や適応に資する環境関連製品や技術について幅広く県民に周知

し、それらの優先的な選択（エシカル消費）を推進することにより、企業における適応の取組を促進します。

- ・ビジネスチャンスや地域資源の創出・拡大に向け、企業等への気候変動に関する適切な情報提供を行い、適応策に資する関連製品、技術開発の取組を促進します。

② 県民生活における「適応策」の浸透

○「適応策」に対する理解の促進

★県民生活や事業活動における気候変動の影響について理解を深め、日常の行動へつなげられるよう、情報提供や普及啓発を実施します。[REDACTED]

- ・気候変動やその影響に関する情報提供等を通じ、幅広い主体における適応策への協力、実践を促します。

○「適応策」の主流化

- ・将来の気候変動の影響に備えて、対策が講じられるように、あらゆる施策に「適応」の視点を取り入れていきます。
- ・県庁関係部局横断的に、また民間団体とも協働して、各種施策を実施していきます。

○「気候変動適応法」を踏まえた取組

★地域において、適応の情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）機能を担う体制の充実に努めます。

2 エシカルで環境対策



目指す将来像

- ・ 幼い時期から、環境問題への理解力と実践力が養成される環境が整い、持続可能な社会の実現に向けて、県民一人ひとりが環境に配慮した思いやりのある消費行動や事業活動を行っています。

(1) 環境に配慮したエシカル消費の推進

現状と課題

- 持続可能な社会を構築するためには、環境への負荷ができるだけ少ない消費行動が求められています。
- 人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費する「エシカル消費」の認知度を高め、一人ひとりの消費行動や事業活動が地球環境や経済社会に影響を与えるという意識を醸成し、行動に移す実践的な態度を育成することが必要です。
- 日本における食品ロスの発生量は、年間646万トンと推計されています。限りある食糧を無駄なく消費し、温室効果ガスの発生源となる廃棄食品を削減することはエシカル消費の理念にもつながり、今後一層の取組の推進が求められています。
- また、新たな環境問題として、プラスチックごみによる海洋汚染対策が国際的な課題となっています。廃プラスチック類の管理を徹底することが必要であるとともに、今後は、一人ひとりの消費行動が重要となります。

取組展開

①地域社会におけるエシカル消費の推進

○食品ロス削減の推進

- ・「家庭や飲食店、小売店等で発生する食品ロスの削減に向けて、「おいしい徳島！食べきり運動」や「とくしま食べきり協力店登録制度」を積極的に展開するとともに、エコみらいとくしまにおいて、実体験を通して学ぶ食品ロス削減講座を開催します。

★学校、消費者団体、小売店、フードバンクや子ども食堂の運営者等、多様な主体との連携により、普及啓発を実施します。

★2019年度に本県で開催予定の「第3回食品ロス削減全国大会」を契機として、家庭や飲食店等における食品ロス削減の気運を醸成し、県民運動へと展開します。

○選択消費等によるプラスチックごみ削減の推進

- ・海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解の促進と、使い捨てプラスチック製容器包装・製品が不必要に使用・廃棄されることがないよう、「とくしま環境県民会議」と連携し、県民の意識変革を図ります。

- ・県民一人ひとりにプラスチックごみを出さない消費行動を実践していただけるように「マイバッグキャンペーン」や「マイボトルキャンペーン」などの啓発活動に努めます。[REDACTED]
- ・ごみの減量や資源化などに配慮している小売店等を認定し、広く県民にPRする「エコショップ」「スーパーエコショップ」制度の更なる推進を図ります。
- ・包装の簡素化やレジ袋・食品トレイの廃止など、積極的にプラスチックごみ削減に取り組んでいる小売店を「プラスチックごみ削減協力店」として新たに認定し、小売店での削減を図ります。[REDACTED]
- ★「とくしま海岸漂着物対策取組方針」に基づき、関係行政機関・市町村・民間団体等と連携して、漂着物等の回収・適正処理・処分・資源化を進めるとともに、県民に対して発生抑制に係る情報提供や普及啓発を実施します。
- ・プラスチックごみの徹底した分別回収・再資源化が行われるよう、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力し、効果的・効率的なリサイクルを推進します。

○エシカル消費の理念の普及

- ・地産地消やとくしまエシカル農産物などエシカル消費の理念を広く県民に周知し、実践していただけよう、講演会・研修会・フォーラムなどの開催を通じて、県民運動につなげていきます。

② 「エシカル消費」教育の推進

○学校における「エシカル消費」教育の推進

- ・「エシカル消費」教育で、県内の高校を牽引する学校を『エシカル消費』リーディングスクールとして指定し、多様な主体と連携して、エシカル消費を推進します。
- ・県内すべての公立高校に、エシカル消費を研究・実践する「エシカルクラブ」を設置し、学校の特色に応じた啓発・実践活動を行います。
- ・『エシカル消費』リーディングスクールや「エシカルクラブ」の成果を広く県内外に発信することで全国モデルとなる「エシカル消費」教育の普及・拡大を図ります。

(2) 環境教育・環境学習の充実

現状と課題

- 学校教育に関しては、総合的な学習の時間や、総合的な探求の時間などを活用し、自らの体験を取り入れた実践的な環境学習が行われています。
- 学校教育における環境教育カリキュラムの充実や環境教育指導力の向上が課題となっています。
- 社会教育に関しては世代やライフステージに応じた様々な環境学習の機会の提供、各種イベントによる普及啓発で、県民の環境保全意識も向上しています。さらに、NPOなど民間団体の環境学習活動も活発です。
- 持続可能な社会を実現するためには、自分たちの住んでいる地域を知り、地域の環

境のすばらしさや課題を理解し、どのような地域にしたいかを考え、地域の環境保全また課題解決に向けて取り組む人づくり、つまり、持続可能な社会の担い手を育む教育（E S D）が求められます。

- 人や社会、環境に配慮したものやサービスを選んで消費する「エシカル消費」の認知度を高め、一人ひとりの消費行動や事業活動が地球環境や経済社会に影響を与えるという意識を醸成し、行動に移す実践的な態度を育成することが必要です。

取組展開

① 総合的な環境教育・環境学習の推進

○環境教育・環境学習の推進

- ・環境教育・環境学習の、総合的・体系的な取組を推進します。
- ★多様な主体との連携・交流を推進し、児童から高齢者までそれぞれのライフステージや家庭や学校、企業や地域社会など多様な場における環境学習活動を促進します。
[REDACTED]
- ・「新 学校版環境 I S O」の認証取得を進めるとともに、エネルギーに関する教育を充実させ、生命や自然を大切にし、地域の環境を守るために行動できる、郷土を愛するモラルの高い児童生徒を育成します。
[REDACTED]
- ・学校における節電・ごみ分別・リサイクル活動などの取組を地域に広げ、児童生徒が地域に出向いて、環境美化活動や自然観察などの体験活動を積極的に行い、環境学習内容を家庭や地域に波及させていきます。

○教員の指導力向上

- ・「新 学校版環境 I S O」の認証システムや効果的な取組方法等について研修するエコリーダー養成講座を実施します。
- ・環境・エネルギーに関する取組の発表及び講演会を行います。

○人材の育成及びネットワーク化の推進

- ★地域における環境学習等の指導者や地域リーダーの育成、環境アドバイザー等の人材育成やネットワーク化を推進します。
[REDACTED]

○県民の意識啓発の強化

- ・「徳島県地球環境を守る日」を中心に環境関連イベントを開催するなど、普及啓発事業を総合的・体系的に実施します。

○環境学習機会の充実

- ・環境活動連携拠点「エコみらいとくしま」を核として、実践的な環境学習の機会を提供します。

(3) 環境に配慮した持続可能な事業活動の推進

現状と課題

- 現代においては、環境・経済・社会の課題が相互に密接に関連し、複雑化しています。そのような中、複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を実現

を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が2015年の国連サミットで採択されました。

- 本県は、いち早く「脱炭素社会」を掲げた条例「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」を2017年1月から施行し、豊かな県民生活と経済の持続的な成長を実現できる社会を目指しています。
- 経済分野では、本県には、「21世紀の光源・LED」の生産で世界的に大きなシェアを占めるLEDメーカーが立地しており、こうした地域特性やポテンシャルを活用した、「LEDバレイ構想」の推進により環境配慮型産業の創出を積極的に進めています。
- 今後、環境配慮型産業は、グリーンイノベーションを通じたエネルギー制約の解決や新たな産業創出の潜在需要を掘り起こす課題解決型の成長産業として期待が高まっており、環境と経済の両立や地域産業の活性化・再生のため、その取組を加速化していくことが求められています。
- 農業分野においては、環境と調和した持続性の高い農業により生産されたエシカル農産物に対する消費者ニーズが高まっており、環境負荷を低減した安全・安心な農業の推進が求められています。また、持続可能性に配慮した調達を原則とした東京オリンピック・パラリンピックの開催は、エシカル消費市場の拡大の契機になると期待されています。

取組展開

① 環境保全と経済発展・雇用創出の取組の総合的かつ一体的な推進

○グリーンイノベーションの「芽」の創出

- ・高等教育機関における产学研官連携組織や地域支援組織と連携し、創・省・蓄エネ機器の開発や大気・水処理技術、自然再生など、グリーンイノベーションの「芽」を見つけ、育てる取組を推進します。

② 環境関連産業の創出・振興の推進

○「環境配慮型産業」の創出

- ・「とくしま地域产学研官共同研究拠点」を活用し、产学研官で技術開発を進めるとともに、中小企業の新製品・新技術開発などを加速するため、「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や、国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

③ 環境と調和した持続可能な農業の推進

○環境負荷の少ない農業生産活動の推進

- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物）」の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。 [REDACTED]
- ・農村地域の環境保全や資源の有効利用を図るため、使用済み農業資材の適正処理や

排出量の抑制に努めます。

- ・農業生産者を対象に、土づくりの意識啓発、土づくりに関する資料の配付を行うとともに、土壤機能モニタリング調査、たい肥等の適正使用を推進します。

○農業生産活動における資源の循環利用等の推進

- ・家畜排せつ物など地域の有機質資源の利用を促進するため、生産たい肥の品質改善や広域流通体制の確立等を推進します。
- ・地域内で排出された農産加工品の残滓を堆肥化し、地域の農地に還元するなど、地域内での資源循環を促進します。
- ・「木くず」などの未利用木質資源を活用し、「木質ペレット」の普及を図り、木質バイオマスを活かした環境に優しい農業の推進を目指します。
- ・鶏糞等の「畜産バイオマス資源」を活用し、「鶏糞ボイラー」をエネルギー源として活用するなど、「バイオマス資源の地域循環システム」の構築を目指します。

○環境と調和した農業生産活動を支えるしくみづくり

- ・未利用有機資源を有効活用する技術や、安全・安心な農産物の生産技術等、環境保全型農業技術の開発を推進します。

3 地域に根ざす自然・水素エネルギー



目指す将来像

- ・脱炭素型ライフ・ビジネススタイルが浸透し、県民総活躍で気候変動対策に取り組んでおり、県の温室効果ガス排出量を「2030年度に2013年度比で40%削減」するという目標が達成されています。
- ・エネルギーの安定供給と自給率の向上が図られるとともに、地域資源を活用した多様な自然エネルギーが県内各地に導入され、地域の実情に呼応した形で最大限活用されています。
- ・水素エネルギーに対する県民の理解が深まり、水素ステーションの整備等による燃料電池自動車（F C V）の普及が進み、水素社会の実現に向けて、確実に進展しています。
- ・農林水産業や地場産業の分野において、自然エネルギー・水素エネルギーの利用が広がっており、温暖化対策とともに地域の活性化が図られています。

(1) 新次元の温室効果ガス削減

現状と課題

- 気候変動に関する政府間パネル（I P C C）第5次評価報告書によると、今世紀末までに世界の平均気温は最大で4.8度上昇すると予測されています。
- このような中、2015年12月に、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることを目指す国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。
- 国においては、2016年5月に地球温暖化対策推進計画を策定し、温室効果ガスを「2030年度に2013年度比26%削減」する目標を設定しました。
- 本県でも、この100年あたりで平均気温は1.4℃の割合で上昇しており（統計期間：1892年から2017年）、温暖化の影響は、猛暑や豪雨の増加、農作物の品質低下や動植物への被害など、日常生活の様々な場面で現れています。
- そこで、本県は、全国に先駆けて「脱炭素社会」を掲げた条例を制定し、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に適切に対応する「適応策」を両輪とした気候変動対策を進めています。
- 脱炭素社会の実現に向けては、県民・事業者の皆さんと、ともに取り組む気候変動対策が求められます。

取組展開

① 気候変動「緩和策」の加速

○脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの転換に向けた取組

★地域コミュニティにおいて、省エネ活動により創出した温室効果ガス削減分に対して価値を付与し、率先して省エネ活動を行う意欲を喚起させるとともに、地域の課題を解決する取組を推進します。 [REDACTED]

★ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)やネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)、また、家庭部門やオフィス部門におけるエネルギー消費の「見える化」や機器の制御を行うエネルギー管理システムの導入を促進します。

さらに、エネルギー利用の平準化による省エネを図るため、効率的なエネルギー利用に資する蓄電池の導入も促進します。 [REDACTED]

- ・家庭に対する「うちエコ診断」や事業者への「省エネ診断」を推進し、診断結果を活用した具体的な省エネ行動を促します。

- ・家庭や事業所、街灯などにおいて、照明のLEDへの積極的な切り替えを促進します。

★県と共同して気候変動対策に取り組む「とくしまエコパートナー」事業者・団体の任命を推進します。 [REDACTED]

★人や社会、環境に配慮した消費行動を行う「エシカル消費」など、新たな価値観の共有を図り、意識の変革を促進します。

- ・「徳島夏・冬のエコスタイル」を拡大し、県民生活のエコ化を推進します。また、本県で先導的に実施した「家族でお出かけ・節電キャンペーン」をはじめ、クールシェア、ウォームシェアを普及することにより、エネルギー使用のピークカット対策を推進します。

- ・都市機能の集約等による「歩いて暮らせるまち」の実現、公共交通機関や自転車等を重視した交通システムの構築、豊かな自然や未利用エネルギーの活用など、地域の特性を活かした環境への負荷の小さい都市・地域づくりに取り組みます。

○自然・水素エネルギーの導入加速

- ・太陽光、風力、小水力、バイオマスなど多様な自然エネルギーの導入を加速することにより、自然エネルギーによる電力自給率を向上させます。

★水素を新たなエネルギーとして活用する水素社会の早期実現のため、水素ステーションの整備促進や燃料電池自動車(FCV)の普及を図るとともに、あらゆる機会を通じて普及啓発を実施します。 [REDACTED]

○森林等の吸収源に係る対策

- ・地域で実施する道路、公園等の緑化の取組や、「とくしま協働の森づくり」事業などの森林保全整備ボランティアに積極的に参加することを推進します。

★企業活動や県民生活において、クレジットやオフセット商品の購入など、カーボン・オフセットが日常化されるように、普及啓発を実施します。 [REDACTED]

○フロン類の排出抑制・3Rの推進

- ・フロン排出抑制法や家電リサイクル法等の施行を徹底し、県民、事業者に対して、
フロン類の回収・適正処理を促進します。 [REDACTED]
- ・オゾン層保護だけでなく、地球温暖化防止にも寄与するノンフロン製品等に関する
情報を提供し、その使用拡大を促進します。
- ・家庭生活や事業活動から発生する廃棄物について、リデュース（発生抑制）・リユ
ース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進します。

② 地球温暖化対策の総合的な推進

○条例等の着実な推進

- ・地球温暖化対策推進法に基づく市町村等の地球温暖化対策実行計画の策定や計画
に基づく取組を促進します。
- ・「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」に基づく一定規模以
上の温室効果ガス排出事業者（特定排出事業者）の排出削減計画書の提出等の徹
底を図ります。
- また、特定事業者以外の事業者（中小排出事業者）においても、事業活動における
温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書等の提出を推進します。
- ★温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力見える化するた
め、積極的に公表するとともに、特に優れた功績のあった事業者等に対しては、
表彰や発表の機会を創出し顕彰に努めます。 [REDACTED]

(2) 自然・水素エネルギー導入の推進

現状と課題

- 2015年12月に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を改定し、「メガソ
ーラーなどの自然エネルギー発電施設の誘致」や「自然エネルギーを活用した防災
まちづくり」など、各種施策を戦略的かつ重点的に進めているところです。
- 自然エネルギーの導入については、全国でも屈指の補助制度や融資制度による誘致
を進めた結果、四国最大級のメガソーラーが立地されるなど、県内各地域で太陽光
発電の導入が進んでおり、風力発電やバイオマス発電についても設置が進んでいま
す。
- 今後は、太陽光、風力、バイオマスのさらなる導入とともに、未利用エネルギーの
有効活用も期待されています。
- 加えて、自然エネルギーの「主力電源化」に向け、自然エネルギーの出力変動に対
応できる電力供給体制の構築が求められています。
- また、地球温暖化対策の切り札となる「水素エネルギー」の導入について、201
5年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、「水素社会の早期実現」に向
けた取組を、積極的に推進しています。
- さらには、電気事業として自然エネルギーを導入するだけでなく、農林水産業や防

災分野における活用も重要になっています。

取組展開

① 自然エネルギー立県とくしまの推進

○自然エネルギーの誘致促進

- ・地域のエネルギー供給の核となるメガソーラーや風力発電などの誘致や地域における「エネルギーの地産地消」を担う小水力発電の導入を促進するため、自然エネルギー導入に向けた市町村との情報共有、事業者への情報提供、ホームページ等を活用した情報発信による地域とのマッチングやさらなる支援制度の充実を図るとともに、防災・減災対策への活用促進など、より効果の高い整備に向けたサポート体制を強化します。

★海洋エネルギーや太陽熱など未利用エネルギーの地域での活用に向け、産学民官の連携を強化します。 [REDACTED]

★純国産エネルギーとしての自然エネルギーの導入促進をはじめ、電力系統問題の抜本的な解決、自然エネルギーを活用した農林水産業の振興、地域特性を活かした自然エネルギー関連産業の創出など、我が国のエネルギー政策をリードする地域ならではの知恵と工夫を凝らした施策等について、「自然エネルギー協議会」と連携しながら、国等に対して積極的に提案を行います。

○自然エネルギーの先導的導入

- ・自治体や民間事業者による県内への小水力発電導入を先導するため、廃止発電所や砂防堰堤等の活用による建設コスト低減化を進めた実証モデルを構築し、地域資源を活用したエネルギーの安定供給と自給率向上を推進します。
- ・地域の森林資源をエネルギー供給源として活用する木質バイオマス発電や熱利用施設の導入を加速化させるため、低コストで木材を搬出できる路網や高性能林業機械の導入を推進し、地域資源のエネルギー利用の拡大に取り組みます。

○自然エネルギー導入促進に向けた国際交流

- ・自然エネルギー先進地であるドイツ・ニーダーザクセン州との「環境分野での交流」の成果を県の環境施策に活かし、地域が抱える課題の解決を図るとともに、さらなる自然エネルギーの導入促進に取り組みます。

○自然エネルギーを活かした地域活性化

★地域に豊富に存在する自然エネルギー資源を最大限に活用し、「地域の活性化」を図るため、先駆的・モデル的な取組を推進するとともに、自然エネルギーを活用した農林水産業や自然エネルギー関連産業の振興に積極的に取り組みます。 [REDACTED]

- ・地域資源を活かした「エネルギーの地産地消」や自然エネルギーによる地域経済の好循環を推進するため、地域が主体となった電力小売事業（地域新電力）など地域で自然エネルギーの普及を促進する取組を進めます。

○災害に強いまちづくり

★災害に強い特性を有する自然エネルギーを活用し、「自立・分散型エネルギー社会」

の構築のため、防災拠点となる施設（病院や学校、庁舎）や避難所施設に太陽光パネル、LED照明、リチウムイオン蓄電池の整備を着実に進めるなど、住民が安心して暮らせる「災害に強いまちづくり」を推進します。【再掲】

② 水素グリッド構想の推進

○水素エネルギーの導入促進

- ★水素エネルギー供給拠点の拡大を図るため、民間事業者等による水素ステーションの整備を積極的に支援します。
- ・水素ステーションの普及拡大に繋げていくため、施設整備及び運営に係るコストダウンが図られるよう、必要な規制緩和等について、国への提案を行います。
- ・運輸部門におけるCO₂削減を目指し、燃料電池フォークリフトや燃料電池バスの導入をはじめ、トラックや船舶、列車、飛行機など、新たなモビリティへの水素利活用に向けた取組を積極的に支援します。
- ・県営メガソーラーの収益を活用することにより、水素グリッド構想を推進します。

○戦略的な普及啓発の実施

- ・来たるべき水素社会の実現に向けて、幅広く県民に対する理解が進むよう、あらゆる場面を利用して、積極的な普及啓発を行います。
- ・「水素社会啓発・体験ゾーン」を核とした水素学習教室を実施するなど、水素の有用性を実際に体感し学習できる機会の創出を図ります。
- ・民間事業者を対象とした燃料電池自動車（FCV）車両購入補助を行うなど、FCVの普及拡大に向けた支援を行います。

- ★県内各地でのイベントとタイアップする形で普及啓発を実施し、「走る発電所」であるFCVによる外部給電の実演を行うなど、災害に強い水素を積極的に発信します。

（3）自然・水素エネルギー関連産業の創出と振興

現状と課題

- 自然エネルギーのほか、LEDや蓄電池など、本県が有する省エネ・自然エネルギー技術を活かした新たな環境・エネルギー産業創出など、自然エネルギー立県として積極的な取組を進める必要があります。

取組展開

① 自然エネルギー等環境関連産業の創出・振興の推進

○自然エネルギーによる「地域の活性化」と「雇用の創出」

- ・自然エネルギーを地域活性化につなげていくため、自然エネルギー発電施設の立地を促進し、地域経済の活性化と新たな雇用の創出を図ります。

○産業分野への水素利活用の拡大

- ★产学研官の連携による「水素ビジネス研究会」の開催など、新たな水素関連事業の

ビジネスモデル構築を図る取組を推進します。

- ・県内工場で生成される水素の効果的な利活用を図るため、水素ステーション誘致をはじめ、広域的なサプライチェーンの構築に向けて、戦略的な検討を進めます。

○「環境・エネルギー」分野の重点的な企業誘致

- ・東京、大阪でのビジネスフォーラムやホームページなどを通じて、本県の優れた立地環境や立地優遇制度の情報発信を行うとともに、積極的な企業訪問を行い、環境・エネルギー関連企業の誘致を推進します。

○「LEDバレイ構想」の加速化

- ・「LEDバレイ構想」に基づき、「LED関連企業の集積」を推進します。
- ・県立工業技術センターにおける「LEDのトータルサポート拠点」としての機能を強化し、企業の「海外市場への新事業展開」と「国際競争力の向上」を支援する体制を充実するとともに、産学官連携によるLEDの「新用途開発・応用研究」とその成果を活用した新製品開発に取り組みます。

○エネルギー関連産業の創出

- ・金属代替素材として注目されるCFRP（炭素繊維強化プラスチック）を活用した次世代産業の創出を推進します。
- ・「とくしま地域産学官共同研究拠点」機能を最大限活用し、本県の科学技術振興の戦略的推進分野であるエネルギー・テクノロジーとLED・テクノロジーの分野で、産学官による積極的な技術開発を進めます。
- ・中小企業の新製品・新技術開発などの取組を加速化するため「とくしま経済飛躍ファンド」による支援、（公財）とくしま産業振興機構との連携により国等の競争的研究開発資金の確保に努め、本県中小企業が持つ「ものづくり」技術を活かした環境配慮型産業の創出を図ります。

② 自然エネルギーを活用した農山漁村の活性化

○農林水産業における自然エネルギーの導入促進

- ・農林水産業におけるコスト削減や農山漁村地域の活性化を図るため、地域の関係者や農林水産関係団体との相互の密接な連携の下に、農業用水路を活用した小水力発電や漁業施設などを活用した太陽光発電の導入をはじめ、農山漁村に豊富に存在する自然エネルギーの利活用の可能性を検討するとともに、LED照明を利用した園芸用ハウスなど、創・省・蓄エネルギー設備の導入を促進します。

4 好循環社会とくしま



目指す将来像

- ・汚水処理施設（下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽等）の整備の進展により、海や川の水質が向上し、清潔で快適な生活環境が確保されています。
- ・清らかで豊かな水辺環境が保全され、子どもからお年寄りまで、水辺空間の恩恵を享受しています。
- ・良好な大気・水質や安全な土壌などが保全され、健康で安全・安心に暮らせる生活環境が守られています。
- ・県民や事業者に3Rの意識が浸透し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、持続可能な循環型社会へと転換しています。
- ・廃棄物が適正に処理され、不法投棄がなくなり、安全安心な生活環境が実現しています。
- ・農業生産資材や家畜排せつ物などについては、適正な管理・処理が行われるとともに、バイオマス資源としての利活用が推進され、環境に配慮した持続可能な農林水産業が営まれています。
- ・大規模地震、津波、豪雨などの自然災害発生時において、速やかに災害廃棄物を処理できる体制が構築され、衛生状態の悪化及び環境汚染の最小化が図られます。

(1) 水資源、大気環境、土壤環境・地盤環境の保全

現状と課題

- 本県は、吉野川、那賀川及び勝浦川等の各水系を中心とした、多くの河川を有するとともに、播磨灘紀伊水道及び太平洋に面しており、その多様な水環境は、漁業、農業及び工業等の産業や生活の源として、また住民の交流の場として広く利用されていますが、降水量の多い時期が偏っている上、地形が急峻であるなど、地形や気象などの面から水利利用に関しては厳しい条件を有しております、たびたび、洪水及び渇水に見舞われています。

- 公共用水域（河川・海域）及び地下水の水質については、近年、おおむね環境基準

を達成しており、良好な水質を維持していますが、家庭からの生活排水を主な原因とする都市中小河川等の一部で水質汚濁が依然、問題となっています。閉鎖性水域である瀬戸内海の水質環境を保全するため、第8次総量削減計画を策定し、この計画に基づき、平成31年度における削減目標(COD: 34 t/日、窒素: 19 t/日りん: 1.5 t/日)達成に向けて、総合的な施策を推進しています。

栄養塩類である窒素、りんの管理の在り方については、平成27年10月に一部改正された瀬戸内海環境保全特別措置法の付則において、「この法律の施行後5年を目途として検討を加える」とされており、本県においても、その結果を踏まえ、検討を行う必要があります。

- 近年、藻類養殖において、海水中の栄養分の低下による色落ちが発生しているとの意見もあることから、その対策が課題となっています。
- 人の手が加わることにより、美しい景観が形成され、生物の多様性及び生産性が確保された豊かな海（里海）を創生し、次世代に継承していくため、「とくしまのSATOURUMI（里海）」の実現に向けた各種施策を推進しています。
- 本県の汚水処理人口普及率は平成29年度末で60.4%であり、全国平均90.9%に比べ、依然低い水準にとどまっています。
- 県では、平成29年7月、「とくしま生活排水処理構想2017～きれいな水環境の創造に向けて～」を策定し、平成47年度における汚水処理人口普及率94.7%を目標に、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等の各種処理施設の整備を進めることとしています。
- 合併処理浄化槽が本来の性能を発揮するためには、使用者による適正な維持管理が必要であることから、浄化槽法で定める検査制度を含め、県民への周知に努めています。
- 過去に整備した農業集落排水施設は、老朽化等により汚水処理機能の低下が発生しています。
- 市街化が進展する地域においては、開発により、雨水浸透機能が低下し、湧水の枯渇、平時の河川水量が減少したり、近年、局地的な大雨の発生回数が増加し、都市型水害の発生が懸念されていることから、雨水を浸透させ地下水涵養機能を向上させたり、雨水の貯留及び有効利用を進め、河川や下水道への流出を抑制する必要があります。
- 健全な水循環を創出するためには、行政主導で進めるものや、県民の協力が不可欠のものがあり、県民と行政が両輪となって、地域特性に応じた雨水浸透機能の促進や雨水貯留に取り組んでいく必要があります。
- 渴水時及び災害等の非常時において、水資源の確保が困難となることを想定し、雨水を貴重な水資源と捉え、有効に活用する手段を平時から講じる必要があります。
- 近年、徳島県の大気の状況は、全般的に良好な状況にあります。環境基準及び指針値の定められている項目は、県下の測定地点、ほぼ全ての項目について達成しています。
- 「微小粒子状物質(PM2.5)」については、環境基準を達成していますが、国内の発生源だけではなく、中国大陸からの飛来も大きく影響していることから、引き続き注視していく必要があります。

- 大気環境の監視・観測体制は、工場・事業場(固定発生源)を原因とする産業型公害、自動車による都市生活型公害を対象に、工場・事業場や、交通量の多い東部臨海地域を中心に行ってきましたが、東アジア地域からの越境大気汚染など広域での新たな大気汚染にも対応するため、測定局舎の配置を見直し、全県域をカバーした監視を行っています。
- 土壤・地盤環境は、人を含む生物の生存基盤として、また物質循環の要として重要な役割を担っており、食糧生産、水質浄化、地下水かん養など多様な機能を有しています。
- 土壤汚染は、工場等からの廃液や粉じんの飛散、廃棄物の投棄などが原因で生じることがあります。また、近年、工場跡地等における有害物質等による環境汚染が全国的に顕在化していることや、化学物質による環境汚染の懸念が高まっていることから、土壤汚染対策法等を踏まえた適切な取組が、これまで以上に求められています。
- 地盤沈下、地下水の塩水化及び地下水位の低下は、地下水が過剰に揚水されることにより引き起こされます。現在のところ、県内河川の下流域の一部では、地下水の塩水化が見られるものの状況は安定しており、顕著な地盤沈下も確認されていません。

取組展開

① 総合的な水資源保全対策の推進

○水環境保全の総合的推進

- ★本県の公共用水域の良好な水質を保全し、次の世代へと引き継いでいくために、「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」や「徳島県総量削減計画」等に基づき、各種施策を総合的に推進します。
- ・「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」を策定し、これに基づき測定を実施することで、県下全域の水環境を把握します。
- ・地域で県民自らが主体的に里海づくりを推進できるよう、活動の中心的役割を担う「とくしまSATOURUMIリーダー」等の人材育成を図ります。
- ・(公社)瀬戸内海環境保全協会等に参加することで、瀬戸内海関係府県市と協調して瀬戸内海の環境保全施策を総合的に推進します。
- ・森林が持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、公有林化や公的管理、水源かん養保安林の拡大など、水源林の適切な保全・管理を推進します。

○水資源の有効利用・高度利用の促進

- ・公共施設において、新設や更新に合わせ、雨水利用設備や処理水の中水利用設備、節水機器などを導入し、水洗便所、清掃用水、雑用水、防火用水等への利用を推進します。
- ・工場・事業場等における工業用水の循環利用などを促進します。
- ・農業用水の効率的利用を促進します。

○「とくしまの水」PR

- ・河川を対象とした環境学習やフィールド講座の実施により、河川環境保全への意

識啓発を行うとともに、「徳島のみずべ」の魅力を情報発信します。[REDACTED]

② 水利用の各段階に応じた汚濁負荷低減の推進

○生活排水対策の推進

- ・汚水処理人口普及率を平成47年度に94.7%とする整備目標とする「とくしま生活排水処理構想2017」に基づき、下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの各種生活排水処理施設の整備を有効に組み合わせ、総合的に推進します。
- ・生活排水対策実践活動等の実施を通じて、徳島県生活排水対策要綱に基づく対策を推進します。
- ・市町村や地域住民に対して水循環保全の意識の向上を図るため、「みんなで水質汚濁を考える教室」等の普及啓発活動を実施し、住民による主体的な取組を促進します。
- ・旧吉野川流域をはじめ、人口集中地域における下水道整備を促進し、供用区域の拡大を図ります。
- ・住民負担が少なく、市町村の主導により計画的に推進可能で、適切な維持管理が期待できる市町村設置型浄化槽を積極的に推進します。
- ・単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進し、その普及に努めます。
- ・浄化槽がその機能を十分に發揮するよう、適正な維持管理の徹底を促進します。

○事業場排水対策の推進

- ・法令等に基づき、排水基準の適用される特定事業場へ立入調査を実施し、排水基準の遵守状況を確認するとともに、排水処理等の管理状況の監視、指導を行います。
- ・排水基準のような濃度基準に加えて、事業場から排出される汚濁物質の量を規制する総量規制基準を設定し、公共用水域の水環境保全をより一層推進します。
- ・小規模事業場に対して、計画的に立入調査を実施し、排水等に係る実態を把握するとともに、「小規模事業場等排水対策指導指針」に基づく指導、助言を行います。

○農業分野での水対策の推進

- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物）の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。【再掲】
- ・農業集落排水施設の調査診断を推進することにより、適切な改築計画を策定するとともに、農業集落排水施設を維持するため、機能強化対策を推進します。

③ 安心できる水質確保対策の推進

○有害化学物質対策の推進

- ・有害物質使用特定事業場への立入調査を計画的に実施し、有害物質に係る排水基準遵守状況等の監視、指導を実施します。
- ・徳島県水道水質管理計画に基づき、水道水源の水質監視を計画的に実施します。
- ・水道水質基準への対応など適正な水道施設・水質管理を確保するため、水道事業

者への指導等を行うとともに、飲用井戸等の管理の適正化を図ります。

○地下水汚染対策の推進

- ・特定事業場への立入調査等を通じて、有害物質の使用、保管、処理の状況について監視、指導等を行い、有害物質の地下への浸透による地下水汚染の未然防止を図ります。

○水質汚濁事故発生時の組織横断的対応

- ・公共用水域への油流出等の水質汚濁事故が発生した場合に、国、市町村、県関係部局と連携し、迅速に対応します。

④ 流域の視点からの水循環対策の推進

○水量の維持・増進対策の推進

- ・工場・事業場等における地下水の使用の合理化等を推進することで、過剰な揚水を抑制し、地盤沈下、地下水塩水化及び地下水位の低下を防止します。
- ・湧水などの水源にもなる地下水の涵養に資するため、公共施設において雨水浸透施設の設置を推進します。
- ・県民が取り組める有効なツールとして、屋根排水を集水して地下に浸透させる住宅用の雨水浸透ますの設置を促進します。
- ・また、雨水浸透ますだけでなく、浸透トレンチや庭、駐車場などのオープンスペースにおける雨水浸透機能を促進します。
- ・事業場などに対しても、雨水浸透ますなどの設置を促すことはもとより、雨水貯留施設を設置する場合に雨水浸透機能を付加させることで、雨水浸透の普及を促進します。

○広域連携による水環境保全の促進

- ・流域の健全な水循環の確保に向けた総合的な取組が図られるよう、流域自治体と連携して水環境の保全を推進します。

⑤ 海域等における環境保全の推進

○漁場環境保全対策の推進

- ・漁場機能の回復と漁場環境の保全を図るため、河川等から流出した廃棄物等により漁場機能が低下している海域において廃棄物等の除去を実施します。
- ・海水中の栄養分低下により発生する藻類の色落ち対策に取り組みます。

○海岸環境保全対策の推進

- ・海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、市町村と連携して、海岸漂着物の回収・処理及び海岸漂着物の原因となる不法投棄の防止に努めます。

⑥ 水質の監視・観測体制の充実

○水質の常時監視等の実施

- ・公共用水域、地下水の水質の状況の常時監視を測定計画に基づき実施します。
- ・瀬戸内海関係府県と協調して、広域的な水質環境調査などを実施し、瀬戸内海の全体的な水環境を把握します。

○水環境の総合的評価の推進

- ・県民と協働して海岸生物調査や水生生物調査などを行い、水環境の評価手法や現状の周知を図ります。
- ・公共用水域、地下水の常時監視の結果について、県ホームページ上に掲載し、住民に広く利用できる環境を引き続き提供します。

⑦ 大気汚染に係る固定発生源対策の推進

○工場・事業場対策の推進

- ・法令等に基づく規制の実施、遵守状況の把握及び指導の徹底を図ります。
- ★「水銀に関する水俣条約」の発効による、水銀排出規制に関して、周知・指導に努め、適切な対応を図ります。 [REDACTED]

⑧ 大気汚染に係る移動発生源対策の推進(交通公害対策の推進)

○自動車排気ガス排出抑制対策の推進

- ・アイドリングストップ運動の推進を図ります。

○公共交通機関の利用促進等

- ・パーク・アンド・ライドや利用啓発イベント、企画乗車券の発行に加え、公共交通ネットワークの利便性向上を推進し、マイカー利用から公共交通機関利用促進への転換を図ります。
- ・地域の多様な交通資源を活用したモーダルミックスの推進により、地域の実情に応じた公共交通ネットワークの構築を進めます。

⑨ 有害大気汚染物質対策の推進

○モニタリングの実施

- ・優先取組物質の有害大気汚染物質のモニタリングを実施します。

⑩ 酸性雨対策の推進

○酸性降下物（酸性雨等）のモニタリング等の推進

- ・県内の酸性雨の継続的なモニタリングを推進します。
- ・土壤や植生など生態系等への影響の実態調査を進めるとともに、酸性雨による環境への長期的影響の情報収集や研究を推進します。
- ・窒素酸化物や硫黄酸化物など酸性雨の原因物質の排出を抑制するため、工場・事業場のばい煙や自動車排気ガスなどに対する大気環境保全対策（固定及び移動発生源対策）を推進します。

⑪ 大気の監視・観測体制の充実

○監視対象地域の拡大

- ・越境大気汚染など新たな大気汚染に対応するため、全県域を対象とした監視・観測を行います。

○アスベスト飛散防止対策の推進

- ・環境大気中のアスベスト濃度監視や、アスベスト含有建築物の解体等工事の立入検査を行うなど、更なるアスベスト飛散防止対策を推進します。

○災害時のアスベスト飛散防止対策の推進

- ・災害廃棄物仮置場等からのアスベスト飛散による二次被害を防止するため、環境モニタリングの実施に向けた取組を推進します。

⑫ 土地汚染対策の推進

○事業場等における土壤汚染対策の推進

- ・特定有害物質等を取り扱う工場・事業場において、漏洩等による土壤汚染を防止するため監視・指導に努めます。
- ★土壤汚染対策法及び生活環境保全条例の適正な施行を図るとともに、汚染が確認された場合は、汚染状況の調査や汚染土壤の改善対策等を指導します。
- ・生活環境保全条例に基づき、県内各地の特定事業場の土砂等の監視等を継続して行います。
- ・県外から港湾施設に搬入される土砂を、一船ごとに目視等調査を行い、土壤検査により安全性が担保されるまで移動を制限するなど厳しい監視を行います。
- ・環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される「とくしまエシカル農産物（GAP認証取得農産物、エコファーマー生産農産物、有機農産物）の生産拡大を図り、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。【再掲】



⑬ 地盤沈下・塩水化対策の推進

○地下水の適正利用等の推進

- ・地下水の塩水化及び地下水位の状況について、定期的な調査を行うとともに、関係機関と連携して地盤沈下の実態を把握します。
- ・徳島県生活環境保全条例の規定に基づき、関係機関と協力して、地下水採取の規制や地下水利用の合理化等の地下水保全対策を推進します。

(2) 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止

現状と課題

- 環境騒音は近年改善が進んできており、平成29年度の測定結果では、環境基準の達成率は、一般地域（道路に面する地域以外の地域）では100%となっています。
- 自動車交通騒音はほぼ横ばいで推移しており大きな変化は見られませんが、今後の交通量の動向によっては悪化する可能性があります。

- 平成29年度における騒音・振動・悪臭に係る公害苦情件数の状況をみると、騒音が最も多く、近年は年間50件程度で推移しています。
- 悪臭は、年度により増減が見られますが、年間40～60件前後で推移しています。振動は年間数件程度と件数そのものが少ない状況です。
- 風車や燃料電池などの低周波音や、規制対象外である施設・事業場を原因とする騒音が問題となっています。
- ダイオキシン類の排出については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制が行われています。本県における、大気、水質、底質、地下水、土壤のダイオキシン類濃度は環境基準を達成しています。
- 流通する膨大な種類の化学物質の中には、環境中に排出されることで人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、ダイオキシン類等の排出量の把握や、処分期間が定められているポリ塩化ビフェニル(P C B)の処理、化学農薬の適正使用等が求められています。
- 化学物質による影響やその発生の仕組みの科学的な解明は極めて難しいため、化学物質の適切な排出管理を推進するとともに、化学物質問題に関する情報の共有や理解を促進し、社会全体として環境リスクを低減することが重要となっています。

取組展開

① 騒音・振動対策の推進

○規制・指導等の充実

- ・町村の意見を踏まえ、土地利用等の実情に応じて、騒音に係る環境基準の類型指定や見直し、規制地域の見直しを行います。
- ・監視測定体制の充実を図り、実態の把握及び評価を行います。
- ・市町村に対する助言や技術支援等を推進します。

○発生源対策の推進

- ・道路交通騒音対策を次のとおり推進します。
 - ア 交通流の円滑化対策の推進
 - イ 騒音実態を踏まえた道路構造対策等の推進
- ・航空機騒音対策や在来鉄道騒音対策については、必要に応じて発生源対策の実施を関係機関に要請します。
- ・工場・事業場からの騒音対策については、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- ・近隣騒音対策については、未規制発生施設に対する騒音防止対策の指導や普及啓発を行います。

② 悪臭対策の推進

○規制・指導等の充実

- ・町村の意見を踏まえ、悪臭実態等に応じた規制地域や規制基準等の見直しを行います。

- ・市町村に対する指導や普及啓発等を推進します。
- ・悪臭実態の把握や臭気指数による調査手法の導入など評価・分析手法の充実に努めます。

○発生源対策の推進

- ・工場の立地等にあたっては、住工分離など土地利用の適正化を図ります。
- ・畜産業からの悪臭の発生を防止するため、家畜ふん尿の処理・保管施設の整備を推進します。

③ 化学物質のリスク評価の推進

○汚染実態及び環境リスクに関する調査の推進

- ・ダイオキシン類、その他化学物質による大気、水質、土壤など環境汚染実態のモニタリングを推進します。
- ・P R T R制度に基づき、化学物質の排出・移動状況を適切に把握します。

④ 化学物質の安全管理の推進

○排出抑制対策の推進

- ・徳島県ダイオキシン類対策取組方針等に基づき、工場・事業場や廃棄物焼却炉等の発生源への監視、規制・指導の徹底を図ります。
- ・規制外の小規模焼却炉の使用中止等の啓発、野焼き等の監視・指導など総合的な対策を推進します。
- ・P C B 廃棄物の処分期間内における適正処理を推進します。

○適正な管理・利用の推進

- ★ P R T R制度の周知・徹底や技術指導等を通じて、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進します。 [REDACTED]
- ・化学物質に関する県民の正しい理解が得られるよう、「とくしま環境県民会議」等、本県の高い产学民官の連携システムを活用し、化学物質問題に関する各種情報の整備・提供、普及啓発、リスクコミュニケーション等を推進します。

(3) 資源の循環利用

現状と課題

- 大量の廃棄物の発生は、処理施設の不足や不法投棄・不適正処理などの様々な問題を引き起こしており、廃棄物の減量化と適正処理の推進は緊急の課題となっています。
- 産業廃棄物の排出量は、排出抑制や資源化の取組により減少傾向にあります。
- 産業廃棄物は、建設廃棄物の再生利用等が進んできたことによりリサイクル率が向上し、排出量から再生利用量と減量化量を除いた最終処分量は減少傾向にあります
- 県内における一般廃棄物の排出量は、全国と同様に近年減少傾向にあります。また県民一人当たりの排出量についても、全国平均よりやや多いものの、全国と同様に

減少傾向にあり、945g（平成28年度）となっています。

- 県内での建設廃棄物のリサイクル率は、平成29年度において99%と高水準で、適正処理がなされており、今後も更なるリサイクルの推進及び高水準の維持が求められています。
- 本県の農業用廃プラスチックの回収率は、平成29年度末において99%と高い水準で適正処理が行われています。今後も、徳島県農業用廃プラスチック適正処理対策協議会、市町村、JA等の連携のもと、農業者への意識啓発に努め、適正処理を維持していく必要があります。
- 近年、畜産農家は堆肥化施設を整備しながら耕種農家と連携し、畜産バイオマス資源の有効利用に努めてきましたが、畜産経営の大規模化、地域的偏在の進展、耕作地の減少等に対応するため、生産した良質堆肥を自ら又は地域内で有効に利用することが新たな課題となっています。
- 特に、中山間地域の畜産過密地帯では、家畜排せつ物の有機資源としての農地還元は限界となりつつあり、堆肥の広域利用の推進、さらには家畜排せつ物の高度利用（鶏ふんのエネルギー利用等）などの新たな取組が進められています。

取組展開

① 総合的な廃棄物ゼロ社会づくりの推進

○各種関連法規の円滑な運用

- ・ 関係機関等との連携のもとで、循環型社会形成推進関連法や各種リサイクル法の円滑な運用を図ります。

○廃棄物処理計画の着実な推進

- ・ 徳島県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理に向けた取組を推進します。

② 廃棄物の発生抑制対策の推進

○3Rの総合的な取組の推進

- ・ ごみ問題に取り組む住民団体等との連携を図り、施策に関する意見交換を行うとともに、地域に根ざした活動に対し支援を行います。
- ・ 排出者責任の明確化、負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみ処理の有料化を推進します。
- ・ 多量排出事業者や業界団体などによる自主的な産業廃棄物の発生抑制の取組について指導や助言を行います。

③ 資源の回収・再生利用の推進

○リサイクル体制や市場育成の促進

- ・ 県内事業者等のリサイクル製品の普及を図るとともに、リサイクル製品に関する情報の周知に努めます。

○事業者によるリサイクルの促進

- 循環資源の回収・リサイクルの促進を図るため、関係団体と連携した取組を進めます。
- 県企業局管理の浄水場で発生する泥土やダムにおける流木などの未利用資源の有効活用を進めます。
- 建設副産物のリサイクルを促進するため、工事間利用や公共工事におけるリサイクル製品の利用拡大を推進します。
- リサイクル認定制度の周知に努め、リサイクル製品及び3Rモデル事業所の認定を推進します。

○農業におけるリサイクルの促進

- 農業生産資材廃棄物（廃プラスチック等）の回収及び適正処理を推進します。

- 家畜排せつ物の堆肥化施設の整備や耕種農家との連携強化による堆肥の流通促進等、畜産バイオマス資源を循環利用する資源循環型の畜産を推進します。
- 畜産バイオマス資源のうち熱量の高い「鶏ふん」については、必要に応じ固形燃料等へ変換するなど再資源化を推進します。

○各種リサイクル法による再商品化の推進

- 家電リサイクル法など各種リサイクル関連法について、県民への周知を徹底し、適正なリサイクルの推進を図ります。
- 第8期徳島県分別収集計画に基づき、市町村における容器包装廃棄物の分別収集の徹底や再生利用を促進します。

（4）平時と災害時に對応した廃棄物処理対策

現状と課題

- 廃棄物の処理コストの増加などから、廃棄物の不法投棄や不適正処理の増加が懸念されます。
- 産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の設置や稼働状況、周辺の生活環境への影響について、県民は高い意識を持っています。
- 本県の一般廃棄物処理施設は、稼働年数が長期間にわたり、廃棄物を単純に焼却することしかできない施設が多く、エネルギーの回収及び有効利用の促進が課題となっています。
- 南海トラフ巨大地震の発生時には、大きな被害が想定される徳島県において、阪神・淡路大震災、東日本大震災等での教訓を生かし、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物の処理について、平時からその処理体制に関し、市町村や関係団体、さらには、近隣府県等と検討を深め、万全の準備をしておく必要があります。

取組展開

① 不法投棄の撲滅など廃棄物の適正処理の推進

○廃棄物の適正処理の推進

★適正処理の意識や処理技術の向上に関する研修等を実施し、優良な産業廃棄物処理事業者の育成を推進します。 [REDACTED]

- ・排出事業者や処理事業者への監視・指導の強化及びマニフェスト制度の普及促進により、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- ・本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」の普及により優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- ・市町村の一層の広域的連携も視野に入れ、適正な処理体制の確立を促進します。

○処理施設の安定的確保の推進

- ・一般廃棄物の再生利用及び適正処理を推進するため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備を促進します。
- ・産業廃棄物の減量化や再生利用を推進するため、リサイクル施設等の中間処理施設の整備を促進します。
- ・産業廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）の適正な維持管理が行われるよう、構造基準への適合状況を定期的に検査するとともに、施設の設置者に対して厳正な指導を実施します。

○不法投棄等の不適正処理の防止

★関係機関と連携し、不法投棄や違法な不用品回収など、不適正処理の防止に努めます。 [REDACTED]

- ・企業や団体・地域住民等の連携による不法投棄監視体制の充実に努めます。 [REDACTED]
- ・パトロールや監視カメラ等の活用などにより、不法投棄の早期発見や拡大防止を図ります。 [REDACTED]

○県民参加による環境美化活動の推進

- ・とくしま環境県民会議と連携して、「ごみゼロの日」キャンペーン等を率先的に実施し、県民、事業者、民間団体などの環境美化の取組を促進します。

② 廃棄物からのエネルギーの回収・利用

○廃棄物処理施設の高度化の推進

- ・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、エネルギーの回収及び有効利用を図るため、広域的かつ総合的な「一般廃棄物処理施設」の整備を促進します。
- ・「一般廃棄物焼却施設」の新設においては、ごみ発電等の余熱利用についての積極的な取組を支援するとともに、「し尿処理施設」の整備に際しては、メタン回収設備の導入等を推進します。

③ 災害廃棄物処理体制の強化

○災害廃棄物の仮置場候補地の選定

★南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生に備え、災害廃棄物の発生量、処理可能量を見込み、処理期間を3年間として算定した仮置場必要面積を確保するため、市町村において仮置場候補地の選定を進めます。

○職員への教育訓練

- ・県、市町村等の職員の災害廃棄物への対応能力を養うため、継続的に教育訓練を実施します。

○広域処理体制の整備

- ・災害廃棄物の処理について、国や関係自治体、関係団体等と連携し、県内及び県域を越えた広域的な処理体制の整備に努めます。

5 癒しの郷とくしま



目指す将来像

- 吉野川や那賀川をはじめとする河口干潟では、シオマネキに代表される汽水域特有の希少野生生物が豊富に生息しています。また、田んぼにいるドジョウなどの多種多様な生きものを狙って、サギやコウノトリが飛来し、冬場にナベヅル等が越冬しています。
- 森林から供給される水資源をはじめとした自然サービスが川・里・海の生態系を支えるとともに、持続可能なかたちで利用されています。
- 生態系のバランスの中で、野生鳥獣は適正な個体数で維持され、農林業被害も低減されています。

(1) 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

現状と課題

- 本県は、西日本第二の高峰剣山をはじめとする山地や、「四国三郎」と呼ばれる吉野川に代表される多くの河川、変化に富んだ海岸線など複雑な地形が広がるとともに、温暖な気候から四国山地の寒冷な亜寒帯気候まで多彩な気候に囲まれ、多様で豊かな自然環境が形成されています。
- 県内には、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、国立公園が1箇所、国定公園が2箇所、県立自然公園が6箇所、総面積38,706haの自然公園が指定され多くの県民に利用されています。
そのほか「四国のみち」の再整備により県民の自然とのふれあいの場や機会の創出が図られています。
- 自然災害やオーバーユースにより、失われたり損なわれたりした自然環境の再生が必要となっています。
- 経費的に維持管理が困難となっている中で、自然とのふれあいや理解を深めるための継続可能な基盤整備や機会の創出が課題となっています。
- 「生物多様性とくしま戦略」に基づき、「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会」を実現するため、県民や関係団体との協働により、徳島ならではの取組を推進します。
- 生息域の拡大により、農林業や自然生態系に被害を及ぼしているニホンジカやイノシシ、ニホンザルについては、被害軽減に向けた計画的な取組が求められています

取組展開**① 多様な自然環境の保全の推進****○原生的な自然や優れた自然環境の保全の推進**

- ・国立公園、国定公園及び県立自然公園制度のほか、自然環境保全地域等の各種制度を活用し、土地利用等の各種行為規制を推進します。
- ・保全すべき自然環境が人為的あるいは非人為的に劣化している場合には、自然再生推進法等を踏まえ、その復元や景観の維持等に努めます。

○身近な自然環境の保全及び創出の推進

- ★自然との共生を県民が身近に感じるため、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープ（生き物の棲み家）の保全及び創出を県民協働で推進します。
- ・間伐や抜き伐りを進め、下層植生を増やし、長伐期林、複層林、針広混交林へ誘導するとともに、広葉樹の植栽や保育を行う多様な森林づくりを促進します。

○美しく豊かな海洋環境の保全

- ・藻場、干潟の保全や機能の回復による生態系全体の生産力の底上げを行うため、藻場造成等を行うとともに、漁業者や地域住民等による保全活動が一体となった取組を推進します。 [REDACTED]
- ・地球温暖化による海水温上昇などの影響で、消滅や変容の恐れがある貴重な海洋資源について、地域住民・団体等と連携した保全活動を推進します。

② 生物多様性保全の推進**○生物多様性とくしま戦略2018-2023の推進**

- ★「生物多様性とくしま戦略2018-2023」に基づき、「生物多様性という地域資源を活かした、コンパクトな循環型社会」を実現するため、県民や関係団体との協働により、徳島ならではの取組を推進します。 [REDACTED]

○希少野生生物の保全

- ・全国に誇る本県の豊かな自然環境を保全するとともに、希少野生生物の保護を推進します。

③ 特定外来生物対策及び野生鳥獣適正管理の推進**○特定外来生物対策の推進**

- ★県民生活に被害を及ぼす恐れのあるアルゼンチンアリなどの特定外来生物については、国に協力して、市町村、地域住民等と連携し、防除に向けた対策を推進します。

○特定鳥獣の適正管理の推進

- ★被害軽減や人と野生鳥獣との共存を目指すため、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、科学的な知見により策定した適正管理計画に基づく取組を推進します。 [REDACTED]

④ 自然とのふれあいや理解の推進**○ふれあいの場の整備の推進**

- ★国立公園、国定公園及び県立自然公園において、全国のモデルとなる施設整備を計画的に進めるとともに、管理運営体制を適切に整備します。[REDACTED]
- ・「四国のみち」に代表される自然歩道などの整備を推進します。[REDACTED]

○ふれあい機会の充実・提供

- ・佐那河内いきものふれあいの里などの拠点施設の充実を図るとともに、自然観察会など自然体験型プログラムの充実や人材の育成を推進します。

○鳥獣保護思想の普及啓発

- ・愛鳥週間（毎年5月10日から16日まで）などをとおして、自然の中で鳥獣に親しみ、自然を保護する心を育むための啓発を行います。

○調査研究や普及啓発の推進

- ★自然環境や生物多様性に関する情報の収集・整備・提供を図るとくしま生物多様性センターが、県民、関係団体、大学等の研究機関との連携を強化し、生物多様性に関する調査研究や普及啓発を推進します。

(2) 癒しの郷とくしまの創造

現状と課題

- 地域の特色や自然環境と調和した美しい町並や歴史的・文化的資源は、快適で魅力的な地域環境を形成する重要な要素です。
- 文化的景観、歴史的景観を有する地域が県内には多数所在しています。
- 本県には数多くの有形・無形文化財、史跡名勝天然記念物、伝統的建造物群などがあり、それらの指定や保護を図っています。
- 地域の自然環境やまちなみと調和した良好な地域景観の維持・形成が必要です。
- 地域の特色や資源を生かした歴史的・文化的資源の保護・保全・継承が重要です。
- 開発の進行、過疎化など社会構造の変化により、先祖から受け継がれてきた良好な文化的景観が失われつつあります。
- 国は文化的景観を守るため、平成16年に景観法を制定、17年に文化財保護法を一部改正し、重要文化的景観を文化財に位置づけました。
- 重要文化的景観に選定されるためには、市町村が景観行政団体となり、景観計画を策定するとともに、文化的景観に関する調査を行う必要があります。
県内では、既に8市町が景観行政団体となっています。
- 徳島県の平成28年度末の1人当たり都市公園等面積は、9.8m²であり、全国平均の10.4m²を下回っていますが、全国平均以上を目指し、都市公園の整備を推進しています。
- 今後、都市緑化を推進するためには、県民の都市緑化意識の高揚や地域住民が利用される都市公園の緑化に取り組む必要があります。

取組展開

① 身近な緑や水辺の保全・創造の推進

○身近な緑の保全・創造の推進

- ・第25回全国「みどりの愛護」のつどいで高めた緑化推進の機運を更に盛り上げるために、緑豊かな環境づくりを推進するとともに、緑を守り育てる県民運動を展開します。
- ・都市緑化の県民意識の向上を図るため、「暮らしの緑化推進絵画コンクール」による普及啓発、また都市公園内花壇を官民協働で維持管理していく、「みどりのキャンバスプロジェクト事業」を展開します。

○身近な水辺の保全・創造の推進

- ・自然的な河川や海岸の保全に努めるとともに、親水性護岸や生態系に配慮した護岸、植栽等を組み合わせた人工海浜や遊歩道など河岸、海岸、港湾等における親水空間や施設の整備を推進します。
- ・河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出します。

② 快適で文化の薫り高い環境の確保

○快適で美しい地域景観の形成

- ・良好な文化的景観・歴史的景観を保護し、維持・保全するため、地域の景観や自然環境と調和した環境整備を推進します。

○歴史的・文化的資産の保全と継承

- ★文化財保護法等の各種制度を活用し、歴史的町並や建造物、史跡名勝天然記念物などの文化財の計画的な保存及び指定登録等を推進します。
- ・遍路道をはじめとした歴史の道や四国の道を基本とした歩く道づくりを県民参加で進めることにより、地域の活性化や地域間交流を推進します。
- ・重要文化的景観の選定に向け、市町村が行う文化財調査を支援するとともに、選定された区域については、良好な景観を保全するための市町村の取組を支援します。

○エコツーリズムの展開

- ・古来から引き継がれた徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を最大限に活用するとともに、これらの地域資源に対する負担を最小限にするべく管理されたツアーの促進を図るエコツーリズムを推進します。
- ・徳島ならではの自然、歴史、伝統、文化、環境を題材にした環境教育・環境活動を核に据えた体験型観光、教育旅行を推進します。

(3) 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

■現状と課題

- 生物多様性を広く普及・浸透させ、生物多様性とくしま戦略を着実に実施していくためには、普及啓発や保全活動の担い手の中心となる人材が不可欠です。

- 多くの県民が、生物多様性に配慮した暮らしを営みながら、多様な活躍のできる場を提供していく必要があります。
- コウノトリは、2017年に鳴門市において、兵庫県豊岡市とその周辺地域を除く地域としては、全国初となる野外繁殖に成功しました。
- 野外のコウノトリは100羽を超えるまでに数を増やしていますが、人の手を借りない真の野生復帰により繁殖地を全国各地に広げることが今後の課題となっています。

取組展開

① 生き物と人が共生した持続可能な社会を築くための人材育成の推進

○生物多様性リーダーの育成

- ・生物多様性に関する普及啓発を推進するための人材となる生物多様性リーダー及び生物多様性アドバンストリーダーを育成し、育成した人材には活動の場を提供します。 [REDACTED]

○生物多様性を普及啓発できる団体の育成

- ・生物多様性活動を行う団体と連携して、生物多様性リーダーの育成に係る生物多様性の啓発及び保全のためのプログラムを作成し、運営できる団体を育成します。

② 生態系の保全・回復・持続可能な活用の推進

○コウノトリ育み活動の展開

- ・コウノトリ足環装着プロジェクトチームによる足環装着によって、コウノトリ個体群管理に役立つ取組を進めます。

○絶滅危惧種の保全及び回復に向けた定期的な見直しの実施

- ・希少野生生物保護検討委員会において、徳島県版種のレッドリストの見直しについて、調査及び検討を進めます。 [REDACTED]

6 みんなでつくる環境首都



目指す将来像

- ・ 環境活動に取り組む団体や企業、また、環境知識を有する人材が高く評価される社会になっています。
- ・ 企業、県民、NPO、高等教育機関など、様々な協力関係が構築され、地域の環境保全活動や課題解決に積極的に取り組んでいます。

(1) 県民による自主的な環境保全行動の促進

現状と課題

- 今日の環境問題の解決には、あらゆる主体がそれぞれの責務と役割に応じて、相互に協力・連携しながら、自主的、積極的に環境の保全に取り組むことが重要です。
- 地球温暖化問題など環境問題の解決には、企業、県民、NPO、高等教育機関など様々な主体の各々が対策を推進する必要があります。
- 特に資金や人材ネットワークの点で事業や活動の実施が困難な中小企業やNPOに対しては、国の支援制度等の活用や、関係する研究者・技術者の紹介など、プロジェクトの構想段階から支援していく必要があります。
- 各主体のパートナーシップによる環境保全活動として、「とくしま環境県民会議」において各種環境活動が推進されているほか、地域の住民と行政等が協働して河川や道路など公共施設の環境美化活動に取り組むアドプトプログラムが全県的に普及・定着しています。

取組展開

① 各主体の自主的な取組の促進

○ 県民・事業者による自主的取組の促進

- ・ 環境の保全・創造への県民共通の行動指針・規範である「環境首都とくしま・未来創造憲章」のさらなる普及を図ります。
- ・ 環境の保全・創造に関する顕著な功績を称え、県民等による自主的・積極的な環境保全活動等を促進するため、とくしま環境賞などの顕彰制度の充実及び活用を図ります。
- ・ 県における「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づく取組を推進するとともに、事業者等における「ISO14001」や「エコアクション21」などの環境マネジメントシステムの認証取得を促進します。

○ 「NPO法人環境首都とくしま創造センター」での支援策

- ・企業、NPO等の環境活動支援を行う「NPO法人環境首都とくしま創造センター」において、国の施策や支援制度等に係る情報提供や、企画提案講座の開催など、事業や活動の安定化を図るための支援を行います。

② パートナーシップによる環境保全活動の促進

○環境保全活動の推進に関する基盤整備

- ・とくしま環境県民会議などを中心に県民、事業者、民間団体等の連携体制の充実を図り、協働による主体的な環境活動を促進します。
- ・徳島県地球温暖化防止活動推進センターや、高等教育機関の産学官連携組織、とくしま環境県民会議と協働し、事業の企画立案や実践手法に優れた能力を持つ人材の育成を図ります。

○政策提言能力の強化

- ・国や四国パートナーシップオフィス(四国EPO)と連携し、企業やNPOの環境政策に関する政策提言能力を高めるための取組を展開します。

(2) 広域的な環境保全対策

現状と課題

- 関西広域連合広域環境保全局においては、関西における環境分野の広域的課題に対処していくため、「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」を目標に各種施策に取り組んでいます。
- 関西広域連合で実施することで、県の個別実施よりも効果的・効率的に実施することができ、連合が方向性を提示することで取組に統一感が生まれ、構成府県市の優良事例を各構成府県市に波及させることができるというメリットがあります。
- 四国四県でも「四国四県連携事業」として、「四国地球温暖化対策推進連絡協議会」におけるクールビズやウォームビズの取組等を実施しています。
- このほか、「四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議」による産学民官での取組なども推進されています。
- 産業廃棄物は県境を越えて広域的に流入・流出されることもあり、県内での不適正処理や不法投棄の防止を図るために水際での防止が求められます。

取組展開

① 関西・四国の中の徳島

○関西広域連合（広域環境保全局）における取組

- ・広域環境保全計画に定められた「低炭素社会づくり（地球温暖化対策）」、「自然共生型社会づくり（生態系保全）」、「循環型社会づくり（資源循環対策）」、「持続可能な社会を担う人育て（環境学習の推進）」の4つの施策の基本方向に基づき積極的に取り組みます。
- ・関西エコスタイルの推進や関西エコオフィス宣言事業所の募集等を通じて、住民

- ・事業者への普及啓発に取り組みます。
- ・次世代自動車の普及に向けて、広域的に取り組みます。
- ・太陽光や太陽熱、水力、風力など、自然の力を活用した自然エネルギーを積極的に導入することにより、地域分散型のエネルギー比率を高め、自立度の高い社会を目指します。
- ・広域的に移動し被害を与えていたカワウについて、関西地域カワウ広域管理計画に基づき、広域実施で効果のある被害対策等を推進します。
- ・生物多様性に関する情報の共有・一元化と流域全体での生態系サービスの維持・向上に取り組みます。
- ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進し、関西全体の廃棄物最終処分量の低減を推進するとともに、都市部と農山漁村地域の近接を活かした資源循環システムの構築を図ります。
- ・水・土壤・大気環境の保全による、快適で安全・安心な生活環境の創出を図るとともに、環境に配慮しつつ、多様で厚みのある歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・自然・歴史・文化など構成府県がそれぞれに持つ地域特性を最大限に活かした交流型の環境学習を展開するとともに、気づきや感動を大切にした年少期における環境学習を推進します。

○四国四県における取組

- ・四国地域エネルギー・温暖化対策推進会議における支援プロジェクトの推進など、四国四県及び国出先機関の協働事業を推進します。
- ・四国地球温暖化対策推進連絡協議会において、「クールビズ・ウォームビズ」の推進を四国四県で連携して推進します。

○産業廃棄物運搬車両の合同検問の実施

- ・兵庫県と連携し、大鳴門橋を挟んだ淡路側と鳴門側のインターチェンジ出入口付近等で、産業廃棄物運搬車両の合同検問を実施します。

(3) 開発における環境配慮の実施

現状と課題

- 本県では、徳島県環境基本条例において、施策の策定・実施に当たっての環境の保全・創造への配慮や環境影響評価制度などの積極的な推進について規定しており、これを踏まえて、平成12年3月に徳島県環境影響評価条例が制定され、一定の要件を満たす大規模な開発事業等の実施に際しての環境影響評価を事業者に義務づけています。
- 徳島県環境影響評価条例の対象とならない中小規模の事業についても、徳島県公共事業環境配慮指針に基づき、周辺環境等に配慮した事業を実施しています。

取組展開

① 環境影響評価体制の整備

○環境影響評価制度の充実・強化

- ・大規模開発事業における環境への負荷の防止及び低減を図るため、徳島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続を適正に実施します。
- ・社会経済情勢の変化や国の動向等を踏まえ、環境影響評価制度の対象事業の追加等について、調査・研究を進めます。

○公共工事における環境配慮の実施

- ・公共土木工事における環境配慮を推進するため、徳島県公共事業環境配慮指針の適切な運用を図ります。
- ・農業農村整備事業における環境配慮を推進するため、徳島県田園環境配慮マニュアルの適切な運用を図ります。

○土地利用対策における環境配慮の実施

- ・徳島県土地利用指導要綱に基づく開発指導を通じて、県民の安全で良好な地域環境の確保に努めます。

(4) 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実

現状と課題

- 県内の環境保全に関する研究者・技術者は少なく、各高等教育機関に分散している上に、プロジェクトの推進に当たっては複数の領域の研究者の協力が必要となっています。
- 総合的な環境研究の推進を行うコーディネーターやスーパーバイザーの養成を図り環境保全に関する調査研究や技術開発を本県をフィールドとして、蓄積させていく必要があります。
- 产学研官による連携のさらなる強化が求められます。
- 「LEDバレイ構想」によるLED関連企業のさらなる集積の加速化、高機能素材を活用した新技術の開発、食品残渣等の未利用資源の有効利用についての研究が課題となっています。
- 情報発信については、県ホームページにおける環境情報の充実をはじめ、環境白書等の刊行やパンフレット等の作成・配布、県の各種広報媒体の活用などを通じて、環境に関する施策や事業等に関する情報提供を行っています。

取組展開

① 調査研究の推進

○調査研究機能の充実

- ・保健製薬環境センターの機能強化に向けて、人材の育成を図るとともに調査研究の評価制度の充実など体制の整備を推進します。

○产学研官、あるいは产学研官連携による環境研究の推進

★高等教育機関及び徳島県地球温暖化防止活動推進センターにより、国の支援制度

等を積極的に活用し、環境研究や環境・エネルギー技術開発に関する研究、あるいは製品開発に関する共同化を推進します。[REDACTED]

○環境関連等の調査研究の推進

- ・「LEDトータルサポート拠点」である工業技術センターの性能評価体制を充実させ、LED応用製品の開発支援を行います。
- ・高機能素材の加工技術の研究開発により、省エネ施策を推進します。
- ・未利用資源や金属などの有効活用についての研究開発を推進します。
- ・農林水産分野において、環境負荷低減のための未利用資源の循環利活用技術や環境と調和した資源の保全・利用技術の開発を推進します。

② 環境情報提供の充実

○WEBサイトをはじめとした情報提供の充実

- ・県民や事業者のニーズを踏まえ、WEBサイト、環境白書、各種刊行物など多様な媒体を活用した環境情報の提供体制を整備します。
- ・徳島県や徳島県地球温暖化防止活動推進センター等のWEBサイトを充実させ、一般知識情報に加えて、環境アドバイザーやうちエコ診断等の専門家の紹介や、助成・融資など支援制度に関する情報、カーボン・オフセットに関する商品やクリジット販売情報等の提供を行います。

第4章

計画の推進と 点検・評価

1 計画推進の基本方針

本計画を円滑かつ効果的に推進していくため、県は、県内の環境の状況や環境政策の動向を的確に把握するとともに、次の点に留意し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進していきます。

○あらゆる施策・行動への環境配慮の織り込み

県のあらゆる施策や行動に環境への配慮を十分に織り込み、県自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進すること。

○最適な組み合わせによる多様な環境施策の活用

環境保全の目的に応じて、環境教育・環境学習、情報提供などの自主的な取組を促すための施策や規制的・経済的手法の活用など、多様な政策を 最適な組み合わせにより効果的に推進すること。

○各種計画との調和の確保

県の他の計画において環境の保全及び創造に関する事項を定める場合には、本計画の基本的な方向に沿ったものとなるよう相互の連携を図るなど、環境の保全・創造に関する調和を確保すること。

○各主体とのパートナーシップの形成

計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップを形成すること。

○総合的な観点からの取組の推進

計画に掲げられた将来の環境像を実現するためには社会経済システムそのものを見直す必要があることから、環境、経済、社会の3つの側面に配慮して総合的に取組を推進すること。

2 各主体の役割

本計画を円滑かつ効果的に推進していくためには、あらゆる主体の自覚と取組が必要であることから、県民、民間団体、事業者、市町村、県などがそれぞれの役割に応じて取組を行うことが望されます。

○県民の役割

県民は、身近な環境から地球全体の環境まで関わりがあることを十分に理解し、環境への負荷の少ないライフスタイルへの変革に向けて、自らが積極的に取り組むことが必要です。また、参加と協働の観点から、地域における環境活動への参加や県・市町村等が行う環境施策への協力などが望されます。

○民間団体の役割

民間団体は、地域における環境活動など公益的な視点に立った自主的な取組に加えて、行政区画にとらわれない広域的な環境活動や様々な主体の パートナーシップの形成を促進する上で、より重要な役割を担うことが期待されます。

○事業者の役割

事業者は、社会的責任や地域社会の構成員としての役割を自覚し、自らの事業活動において、環境負荷の低減や環境保全上の支障の未然防止に努めるとともに、循環型社会の形成や地球温暖化の防止に資する社会基盤の構築に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、県民や県・市町村との連携を深め、地域の環境活動に積極的に参加・協力するなど、地域社会に貢献していくことが望されます。

○市町村の役割

市町村は、本計画の基本的な方向に沿って、地域特性を踏まえた施策を総合的かつ計画的に展開していくとともに、自らの事業活動における環境負荷の低減に率先して取り組むことが望されます。

また、他市町村との連携を深めるなど、広域的な視点に立った取組や、住民・事業者等への適切な啓発や指導、支援などを行うことが期待されます。

○県の役割

県は、自らはもとより、県民、事業者、市町村などあらゆる主体の環境の保全及び創造に資する行動を促進します。

また、計画の効果的な推進のため、県民や民間団体、事業者、市町村など各主体との連携や協力、調整に努め、良好なパートナーシップの形成を図ります。

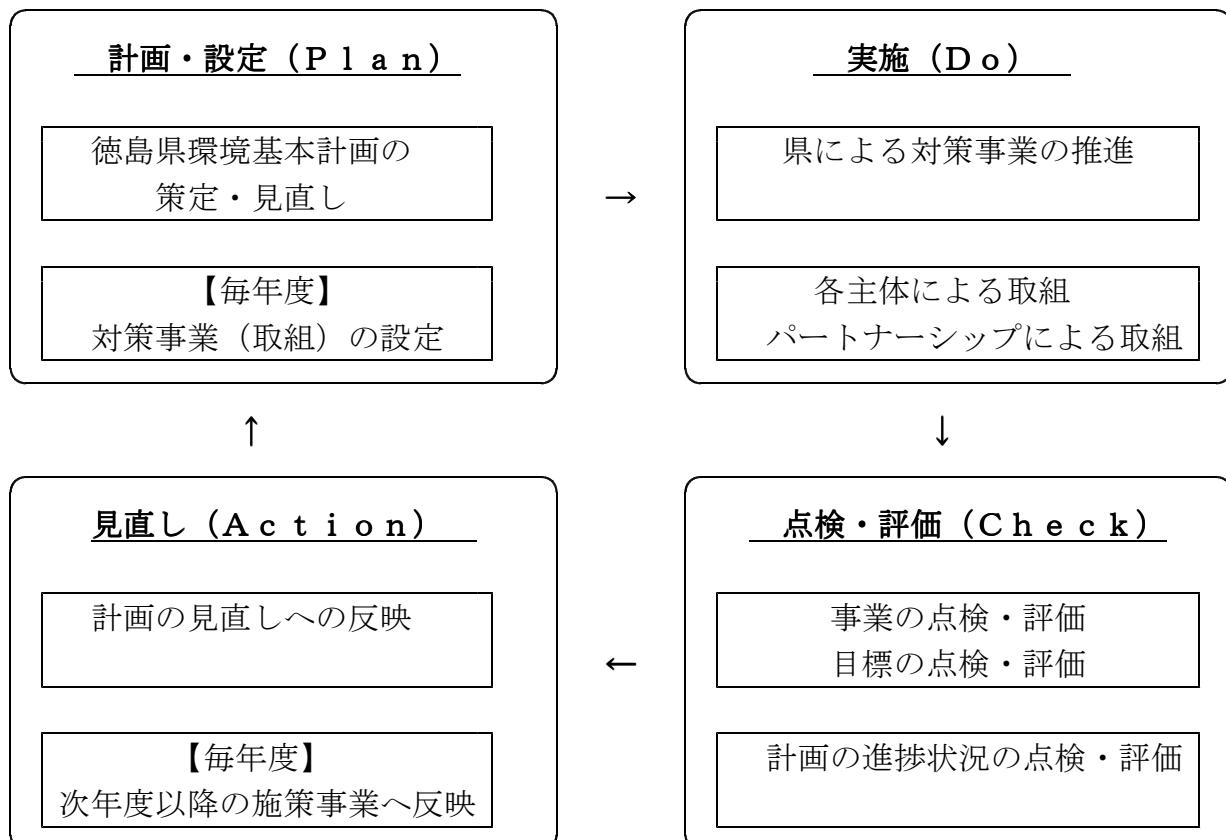
3 計画の点検・評価

本計画の効果的な推進のため、計画に基づく主要な環境施策の実施状況や目標の達成状況などを把握することにより、計画の進捗状況を点検・評価し、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理には、環境マネジメントの手法であるP D C Aサイクルの考え方を取り入れ、環境保全に向けた取組の設定（P l a n）→取組の実施（D o）→取組の実施状況や環境状況の把握及び点検・評価（C h e c k）→取組の見直し（A c t i o n）といった一連の流れによって、計画の推進状況を適切に点検・評価することとします。

また、点検・評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」など既存の評価制度などの仕組みを活用しながら、計画の長期的目標や環境施策の各レベルに応じた目標や指標を用いるとともに、各分野別計画で設定した「数値目標」等をとりまとめることにより、それぞれの関連性を踏まえた総合的な点検・評価を行うよう努めます。

<計画の点検・評価のフロー>



4 計画の進行管理体制

本計画の推進に当たっては、知事を本部長とする部局横断組織である「徳島県環境対策推進本部」を中心とする体制のもとで、県が実施する環境の保全・創造に関する各種施策や事業の調整を図るとともに、計画の定期的な点検・評価を行います。

また、計画の点検・評価の結果については、徳島県環境審議会に報告し、必要な意見や提言を受けるとともに、徳島県環境白書や県ホームページ等により計画の推進状況に関する情報を提供し、県民等への計画の浸透や意見・提言を行う機会の創出に努めます。